

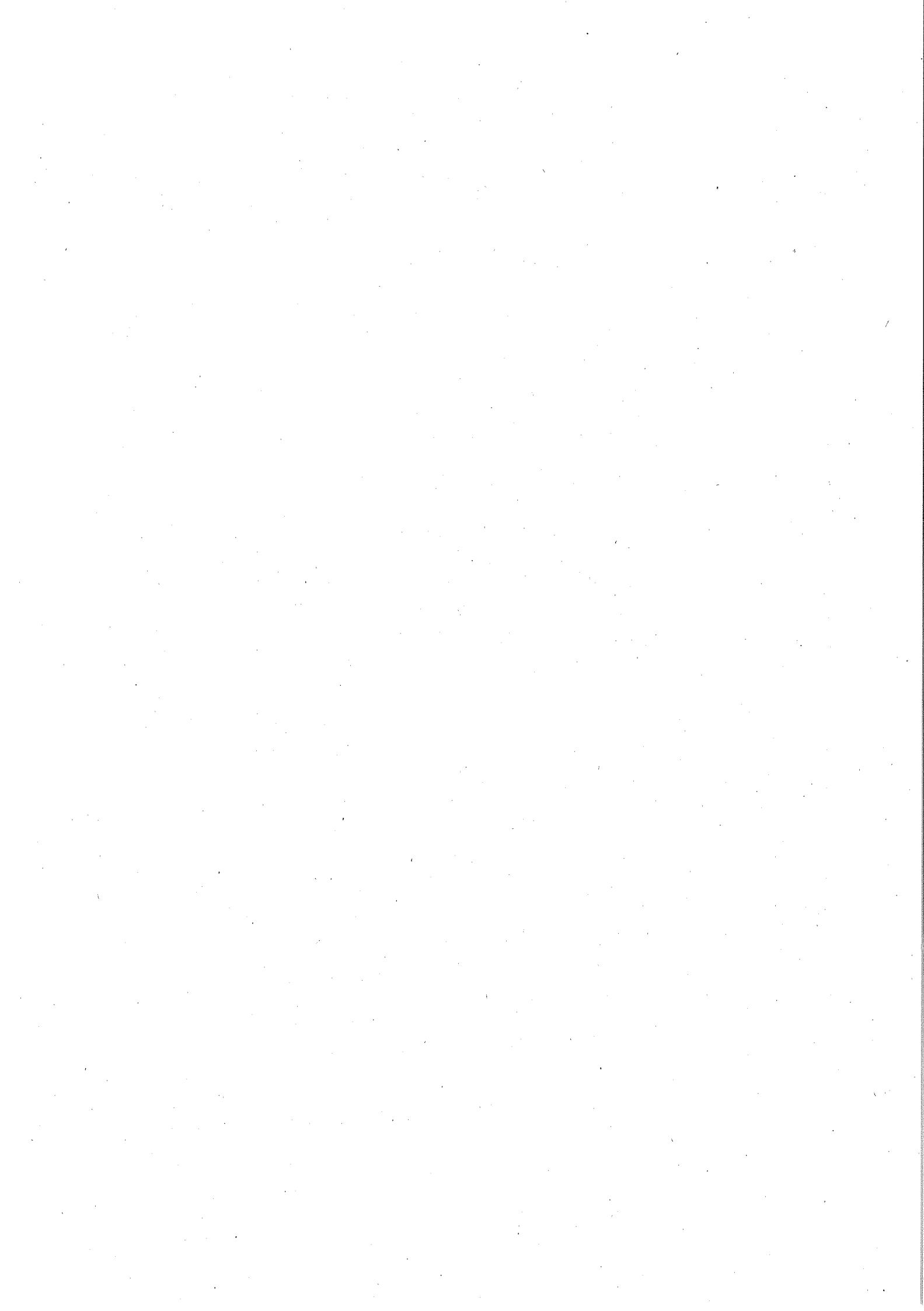
議案第 3 号

野田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

野田市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年8月30日提出

野田市長 鈴木 有



野田市条例第 号

野田市手数料条例の一部を改正する条例

(野田市手数料条例の一部改正)

第1条 野田市手数料条例（昭和51年野田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表の7の27の項の備考中(3)を(4)とし、(2)の次に次のように加える。

(3) 申請建築物及び他の建築物の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、建築物の区分ごとにそれぞれ定める額の合計額とする。

別表の7の28の項の備考を次のように改める。

備考

(1) 申請建築物及び他の建築物の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、建築物（計画の変更に係る建築物に限る。）の27の項の右欄の区分ごとにそれぞれ定める額の合計額とする。

(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定に基づく建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出が併せてある場合は、当該審査の申出に係る1の項に規定する金額を加えた金額とする。

第2条 野田市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表の7の27の項中「第29条第1項」を「第34条第1項」に改め、同項の(1)中「第30条第1項各号」を「第35条第1項各号」に改め、同項の備考の(4)中「第30条第2項」を「第35条第2項」に改める。

別表の7の28の項中「第31条第1項」を「第36条第1項」に改め、同項の備考の(2)中「第31条第2項」を「第36条第2項」に、「30条2項」を「第35条第2項」に改める。

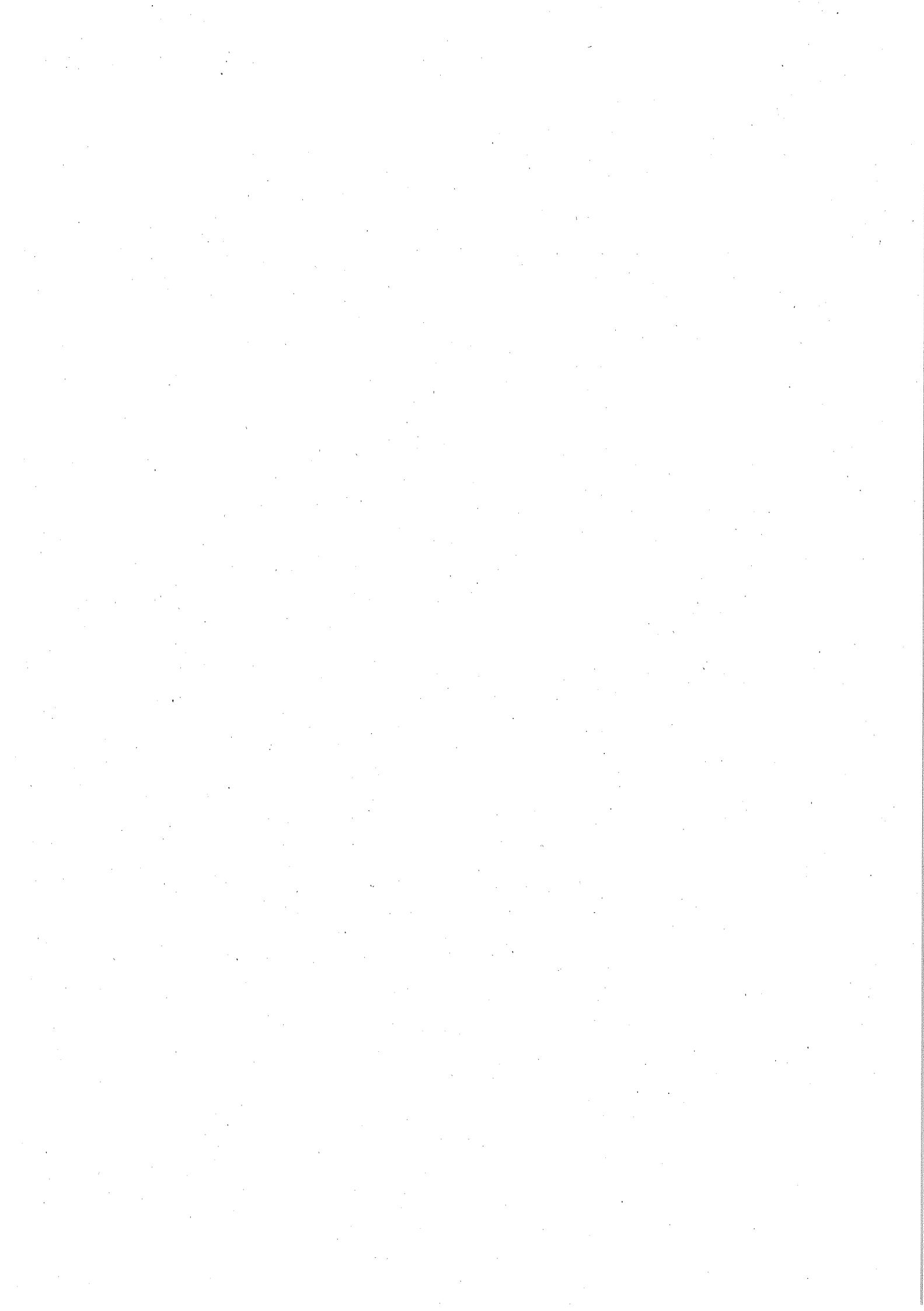
別表の7の29の項中「第36条第1項」を「第41条第1項」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第4号）の施行の日から、第2条の規定は、同法附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。

提案理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴い、複数建築物のエネルギー消費性能向上計画の認定等に係る建築関係手数料に関する規定を整備しようとするものである。



参考資料

野田市手数料条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市手数料条例（昭和51年野田市条例第4号）（第1条関係）

改 正 案		現 行								
別表(第2条第1項) 1~6 (略) 7 建築関係手数料		別表(第2条第1項) 1~6 (略) 7 建築関係手数料								
<table border="1"> <tr> <td>手数料の種類</td> <td>金額(計算単位の定めのあるものについては、その計算単位についての金額とし、その他のものについては、1件についての金額とする。)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> </table>		手数料の種類	金額(計算単位の定めのあるものについては、その計算単位についての金額とし、その他のものについては、1件についての金額とする。)	(略)		<table border="1"> <tr> <td>手数料の種類</td> <td>金額(計算単位の定めのあるものについては、その計算単位についての金額とし、その他のものについては、1件についての金額とする。)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> </table>	手数料の種類	金額(計算単位の定めのあるものについては、その計算単位についての金額とし、その他のものについては、1件についての金額とする。)	(略)	
手数料の種類	金額(計算単位の定めのあるものについては、その計算単位についての金額とし、その他のものについては、1件についての金額とする。)									
(略)										
手数料の種類	金額(計算単位の定めのあるものについては、その計算単位についての金額とし、その他のものについては、1件についての金額とする。)									
(略)										
27 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	<p>(1)・(2) (略)</p> <p>備考 (1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 申請建築物及び他の建築物の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、建築物の区分ごとにそれぞれ定める額の合計額とする。</u></p> <p>(4) (略)</p>	<p>27 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>備考 (1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) (略)</u></p>								
28 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	<p>27の項の右欄の区分に応じ、それぞれ定める金額に2分の1を乗じて得た金額</p> <p>備考 (1) 申請建築物及び他の建築物の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、建築物(計画の変更に係る建築物に限る。)の27の項の右欄の区分ごとにそれぞれ定める額の合計額とする。</p> <p>(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項にお</p>	<p>27の項の右欄の区分に応じ、それぞれ定める金額に2分の1を乗じて得た金額</p> <p>備考 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項において準用する同法30条2項の規定に基づく建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出が併せてある場合は、当該審査の申出に係る1の項に規定する金額を加えた金額とする。</p>								

	いて準用する同法第30条第2項の規定に基づく建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出が併せてある場合は、当該審査の申出に係る1の項に規定する金額を加えた金額とする。	
8~11 (略)	(略)	8~11 (略)

○ 野田市手数料条例（第2条関係）

改 正 案	現 行
別表(第2条第1項) 1~6 (略) 7 建築関係手数料	別表(第2条第1項) 1~6 (略) 7 建築関係手数料
手数料の種類 金額(計算単位の定めのあるものについては、その計算単位についての金額とし、その他のものについては、1件についての金額とする。) (略)	手数料の種類 金額(計算単位の定めのあるものについては、その計算単位についての金額とし、その他のものについては、1件についての金額とする。) (略)
27 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査 (1) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関等により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたものその他これに類するものとして市長が定めるものである場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額ア～エ (略) (2) (略) 備考 (1)～(3) (略) (4) 建築物のエネルギー消費性能の	27 建築物のエネルギー消費性能判定機関等により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査 (1) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関等により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたものその他これに類するものとして市長が定めるものである場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額ア～エ (略) (2) (略) 備考 (1)～(3) (略) (4) 建築物のエネルギー消費性能の

	<p>向上に関する法律第35条第2項の規定に基づく建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出が併せてある場合は、当該審査の申出に係る1の項に規定する金額を加えた金額とする。</p>		<p>向上に関する法律第30条第2項の規定に基づく建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出が併せてある場合は、当該審査の申出に係る1の項に規定する金額を加えた金額とする。</p>
28 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	<p>27の項の右欄の区分に応じ、それぞれ定める金額に2分の1を乗じて得た金額</p> <p>備考</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定に基づく建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出が併せてある場合は、当該審査の申出に係る1の項に規定する金額を加えた金額とする。</p>	28 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	<p>27の項の右欄の区分に応じ、それぞれ定める金額に2分の1を乗じて得た金額</p> <p>備考</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定に基づく建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出が併せてある場合は、当該審査の申出に係る1の項に規定する金額を加えた金額とする。</p>
29 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する	(略)	29 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する	(略)

審査	
8~11 (略)	